



# 高額療養費を申請される方へ



マイナンバー

マイナンバー制度開始により、「申請人と対象者の個人番号」と「申請人の本人確認」が必要です。

## 1 申請に必要なもの（世帯主が窓口に来た場合）

- ❖ マイナ保険証、資格確認書、被保険者証のうちいずれか1つ
- ❖ 領収書（原本）
- ❖ 世帯主名義の通帳
- ❖ 世帯主の印鑑（複数月ある場合）
- ❖ 個人番号が分かるもの及び本人確認書類

## 2 申請に必要なもの（世帯主以外の方が窓口に来た場合）

- 上記の第1項のものに加えて、
- ❖ 委任状
  - ❖ 委任を受けた方の本人確認書類

## 3 請求できる期間

- ❖ 診療月の翌月1日から2年間
- ※診療月の翌月以降に支払った場合は支払った日の翌日から2年間

## 4 申請窓口

- ❖ 郡山市役所 国民健康保険課（西庁舎1階）
- ❖ 各行政センター・各連絡所
- ※郡山市民サービスセンター（ビッグアイ6階）、緑ヶ丘市民サービスセンターでは申請できません。

## 5 申請に当たっての注意点

- ❖ 診療を受けた月ごと（1日～末日）に、次により申請してください。
- ❖ 入院時の食事代や保険外の費用は対象外です。（例）差額ベッド代、診断書代、予防接種費用等

### ☆高額療養費とは…

医療費が高額となった場合、申請により自己負担限度額（裏面参照）を超えた金額の払い戻しを受けることができる制度です。

**申請方法** ※年齢（70歳未満と70歳以上）により申請の仕方が異なりますので注意してください。

なお、70歳未満の方と70歳以上の方が混合する場合は、お問合せください。

70歳未満の場合



(1) 同じ診療月の医療機関の領収書を次の手順で分けます。

- ① 個人ごと
  - ② 医療機関ごと
  - ③ 同じ医療機関でも内科と歯科ごと
  - ④ 内科歯科別の中でも入院と外来ごと
- ※院外処方による薬局分は処方箋を出した医療機関の外来分と合計できます。

(2) この手順で仕分けた結果、**21,000円以上**となった領収書の束を全て合計します。

この合計額から、裏面表1の該当する区分の自己負担限度額を引いた金額を申請してください。

**(世帯単位で申請)**

※21,000円以上の領収書があった場合でも、自己負担限度額未満のときは申請できません。

70～74歳の場合



70歳以上の方は、医療機関や診療科等ごとに区分する必要はありません。

### ◇外来のみ（個人単位で申請）

個人ごとに医療費を合計し、裏面表2（外来のみ）の限度額を超えた額を申請します。

### ◇外来+入院（世帯単位で申請）

- ① 個人ごとに医療費を合計します。※ただし、裏面表2（外来のみ）の限度額が上限
- ② 世帯全員の①と入院分を合計し、裏面表2（外来+入院）の自己負担限度額を超えた金額を世帯単位で申請します。

# 高額療養費における自己負担限度額

(平成30年8月1日現在)

表1 【70歳未満の方】

区分	課税対象所得額 ※1	自己負担限度額 (世帯単位)	
		3回目まで	4回目以降 ※2
ア	901万円超え (未申告者を含む)	252,600円 + (総医療費-842,000円) × 1%	140,100円
イ	901万円以下 600万円超え	167,400円 + (総医療費-558,000円) × 1%	93,000円
ウ	600万円以下 210万円超え	80,100円 + (総医療費-267,000円) × 1%	44,400円
エ	210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税	35,400円	24,600円

表2 【70～74歳の方】

区 分			自己負担限度額	
			外来のみ (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役 並み 所得者	Ⅲ	課税所得 690万円以上	252,600円 + (総医療費-842,000円) × 1% < 4回目以降 ※2 140,100円 >	
	Ⅱ	課税所得 380万円以上	167,400円 + (総医療費-558,000円) × 1% < 4回目以降 ※2 93,000円 >	
	Ⅰ	課税所得 145万円以上	80,100円 + (総医療費-267,000円) × 1% < 4回目以降 ※2 44,400円 >	
一 般 (未申告者を含む)			18,000円 < 年額14.4万円 >	57,600円 < 4回目以降 ※2 44,400円 >
非 課 税	低所得Ⅱ ※3		8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ ※4			15,000円

※1 課税対象所得額… 収入から基礎控除、必要経費等を除いた総所得金額から国保上の基礎控除を差し引いた額です。国民健康保険税の算定に用いる所得額です。

※2 4回目以降…………… 過去12か月間に高額療養費の支給が4回以上あった場合

※3 低所得Ⅱ…………… 低所得Ⅰ以外の方

※4 低所得Ⅰ…………… 公的年金収入が80万円以下で、世帯主及び国保加入者全員の各所得金額(給与所得にあつては10万円を引いた額)がいずれも0円の方

「マイナ保険証」又は「限度額適用認定証」を提示することにより医療機関等の窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。  
※限度額適用認定証が必要な方は別途交付申請が必要です。



〈お問合せ先〉 郡山市 国民健康保険課 給付係  
電 話 024-924-2141  
(平日8:30~17:15)

(作成日 令和6年12月2日)